



丹篠教社第22号

令和5年6月9日

丹波篠山市監査委員 酒井 加世子 様

丹波篠山市監査委員 隅田 雅春 様

丹波篠山市教育長 丹 後 政 俊



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局
社会教育部（社会教育課、文化財課、中央図書館、田園交響ホール）
- 2 監査の種別
定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項、並びに丹波篠山市監査基準第4条第2項による監査）
- 3 監査の期間
令和4年9月7日～令和5年1月26日
- 4 措置の内容
別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和5年1月26日 監査結果報告
対象監査	令和4年度 定期監査
対象部署等	社会教育課
対象事項	(意見) ①社会体育施設の管理運営について
指摘等内容	市内の体育施設は社会教育課と中央公民館がそれぞれ所管しており、窓口が分かれているため申し込み等の手続きが利用者にとってわかりづらいものとなっている。 窓口を統一することで利用者の利便性の向上につながり、また施設の維持管理などを計画的に行えることから、社会体育施設の所管を一つにまとめるべきである。
改善措置通知日	令和5年6月9日 改善措置通知
改善措置内容	市内の体育施設は、所管課が分かれているものの、各地区の広範囲にわたって点在しており、各所に窓口があるため利用者にとって不便になることは無いと考えます。 また、体育施設の所管課が分かれていることによって、利用者から特に多くの苦情が寄せられていることもありませんので、直ちに社会体育施設の所管を統一する必要性は無いと考えます。 さらに、本年度からはオンライン予約システムが導入されたこともありますので、今後も利用者のご意見をお聞きしながら、社会体育施設の更なる利便性の向上に努めます。
改善措置公表日	令和 年 月 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果 報告日	令和5年1月26日 監査結果報告
対象監査	令和4年度 定期監査
対象部署等	社会教育課
対象事項	(意見) ②運動施設の計画的維持管理について
指摘等 内容	丹波篠山総合スポーツセンターは昭和55年に建築されて平成16年に県から移譲され、西紀運動公園は平成16年に建築されて相応の年数が経過し毎年小規模の改修を行っているが、設備等の更新はこれまで計画的に実施されていない。西紀運動公園のプールを学校の授業で使用する計画があるなど、幅広い年代の市民の健康増進や体力維持向上に寄与する貴重な施設を維持するため、早期に設備更新計画を立てて、計画的な維持管理を図られたい。
改善措置 通知日	令和5年6月9日 改善措置通知
改善措置 内容	両施設の維持管理においては、老朽化による不具合はもちろん、危険が伴うような緊急性を要する改修や更新を優先的に実施しているところです。 昨年度は、丹波篠山総合スポーツセンターのLED照明の導入、人工芝グラウンドの防球ネット設置、受水槽及び給水管の更新を実施しました。 本年度は、西紀運動公園のLED照明の導入を実施します。 また、本施設の指定管理においては、令和5年度から10年間、これまでと継続して株式会社エヌ・エス・アイが指定管理者となり、管理運営を行います。市の抱える課題の対応として、本年度から学校水泳のモデル事業を受託することから、今後の本事業の広がりを見据える中で、ヒートポンプシステムのチラー及び熱源監視装置の更新を実施することとしております。 今後も、両施設の長寿命化個別計画に基づき、計画的により安心・安全な施設をめざして維持管理に努めます。
改善措置 公表日	令和 年 月 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和5年1月26日 監査結果報告
対象監査	令和4年度 定期監査
対象部署等	文化財課
対象事項	(意見) 文化施設等の老朽化による対策について
指摘等内容	指定管理で管理運営を行っている篠山城大書院、歴史美術館などの4文化施設や篠山城跡など歴史的建造物は文化的な資産価値が高い反面、経年とともに老朽化が進み、平成12年に復元建築されてから20年以上が経過した大書院では築後30年頃を目途に屋根の葺き替えに約3億円が見込まれているなど、文化施設の修理は特殊で多額の費用が必要になり、その費用の確保が大きな障壁となってくる。このため国などの制度を活用するなど資金の確保に努め、計画的で適切に文化施設等の維持を図られたい。
改善措置通知日	令和5年6月9日 改善措置通知
改善措置内容	篠山城大書院の屋根葺き替えの財源とするため、令和5年3月からふるさと納税返礼品の目玉として大書院での一日城主体験などを実施し財源確保に動いています。しかし、関係課と協議したところふるさと納税（歴史文化を寄付目的）をあらかじめ大書院屋根改修に仕訳することは難しいとのことで今後の研究課題として関係課と取り組みます。また、公共施設整備基金の中で全体のバランスを見ながら調整を進める必要があることから、関係課と連携しながら資金の確保に努めます。
改善措置公表日	

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果 報告日	令和5年1月26日 監査結果報告
対象監査	令和4年度 定期監査
対象部署等	中央図書館
対象事項	(意見) ①市史編さん事業の推進について
指摘等 内容	令和元年度に着手した市史編さん事業は丹波篠山市市史編さん基本方針のもと現在4年目を迎え、歴史資料や市民から提供された資料が他の自治体に比べて多く、当初の想定を超える膨大な資料の整理が追い付いていないうえ市外に存在する資料の調査も令和5年度から予定されている。このため、組織体制を整え市制30年にあたる令和10年度の刊行に向けて、神戸大学との共同研究とともに市民による資料の整理を進めるなど後世に残る市史の編さんを推進されたい。
改善措置 通知日	令和5年6月9日 改善措置通知
改善措置 内容	丹波篠山市史編さん基本方針に基づき、市史編さん委員会や神戸大学と連携しながら、7つの専門部会を設置し、編さんに向けた本格的な歴史資料等の把握と調査に取り組むとともに、刊行物の編集方針の検討に取り組んでいる。 後世に残る市史編さん事業を進めるため、市民の地域資料整理サポーターと連携し、整理された資料の編さん事業への活用を図るとともに、市民への普及啓発として市史編さん便りの発行や収集した資料の展示などを行い、広く市民に呼び掛けながら市民参画による編さん作業を進める。 また、図書館内の現状の事務所では、膨大な資料で作業スペースも手狭であるため、収集した資料の整理作業から保管までを一体的に行える事務所の確保と編さん体制整備を目指すこととしており、現在、候補とする公共施設の担当者等と協議を進めている。
改善措置 公表日	令和 年 月 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果 報告日	令和5年1月26日 監査結果報告
対象監査	令和4年度 定期監査
対象部署等	中央図書館
対象事項	(意見) ②施設の適切で計画的な修繕等維持管理について
指摘等 内容	中央図書館は令和3年度に策定された「第2次図書館ビジョン」において、だれもが快適に利用できる施設として利用者のサービスの充実や歴史と文化を未来につなぐ施策の展開などが示されている。しかし開館から約20年を迎えた近年は屋上の雨漏りなど経年による施設の修繕が必要になっており、施設自体の維持など管理が必要である。ビジョンに掲げる理念を実現するためにも、時代の情勢に合った設備の更新を含む施設全体の維持と管理を計画的に実施されたい。
改善措置 通知日	令和5年6月9日 改善措置通知
改善措置 内容	施設維持管理として、雨漏りの原因となっている屋上防水処理は令和元年度から5ヶ年計画で修繕を進めており、令和5年度で終了となる。 施設全般については、丹波篠山市危機管理月間(6月)の点検や、台風、強風時による点検作業を実施し、劣化や悪い症状が進行するものについては専門家に相談の上早期対応に努めている。 また、空調設備(集中管理)については令和元年6月に熱源改修工事を完了している。 令和5年度は、主に図書の貸出・返却・予約などを行う図書館システムの更新を行ったほか、利用者用駐車場の区画線工事も完了した。 さらに、図書館の電気代の削減と二酸化炭素排出量の削減を図るため、館内照明のLED化も進めることとしており、施設全体の維持と管理を計画的に行い、利用者サービスの向上に努めている。
改善措置 公表日	令和 年 月 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果 報告日	令和5年1月26日 監査結果報告
対象監査	令和4年度 定期監査
対象部署等	田園交響ホール
対象事項	(意見) ①施設の管理(長寿命化、修繕等)について
指摘等 内容	田園交響ホールは平成23年度の大規模改修を経て兵庫県より移譲されたが、昭和63年の開館当初より更新されていない舞台、音響、照明等の設備機器やトイレ、シャワーなどの水回り設備、天井の耐震化など、老朽化による劣化、建築基準法の改正や時代の変化に合わせた改修が必要となっている。令和3年度より音響や照明の設備更新を順次進められているが、更新には多額の費用を伴ううえ、工事内容によっては閉館をする時期が必要となってくる。このため、計画を立て効率的な方法を検討し、短期間で簡素に完了するなど合理的に実施されたい。
改善措置 通知日	令和5年6月9日 改善措置通知
改善措置 内容	田園交響ホールは、規模が大きい施設であるため、施設運営・修繕に要する費用も多額となることから、まずは、個々の設備・機器の適切な保守業務を行うことにより、耐用年数の長寿命化を進めることで、全体的な施設運営・修繕に要する費用を抑制していく。また、各設備の保守業者とも調整連携を行いながら、設備の更新時期を検討していく。その上で、令和2年度に策定した「丹波篠山市立文化会館個別施設計画」(計画期間 令和4年度から令和36年度)に基づきながら、随時本計画のローリングを行い、財政部局とも調整しながら有利な財政措置を活用しつつ適時適切に設備の更新を進めていく。
改善措置 公表日	令和 年 月 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和5年1月26日 監査結果報告
対象監査	令和4年度 定期監査
対象部署等	田園交響ホール
対象事項	(意見) ②交響ホールの運営について
指摘等内容	田園交響ホールでの公演などは専門的な知識や技術が必要な音響・照明・舞台の各部門を職員やボランティアスタッフであるステージオペレータークラブにより運営が支えられているが人材の確保と育成が課題となっている。全国的に珍しく当ホールの特色であるステージオペレータークラブによる運営を今後も継続していくことは、田園交響ホールを市民とともに作り上げていくうえで必要なものだが、専門的な知識や技術は一朝一夕で習得できるものではないため、計画的に粘り強く人材の育成に取り組まれない。
改善措置通知日	令和5年6月9日 改善措置通知
改善措置内容	田園交響ホールステージオペレータークラブの運営は、田園交響ホールの創設以来からの特徴的な事業であり、全国的にも特筆的な取り組みであるため、可能な限り継続できるように取り組む。 当該クラブの運営が衰退、もしくは、解散などの事態になると、田園交響ホールでの自主事業、貸館事業において、舞台技術スタッフの確保を民間事業者に頼るなどの措置が必要になり、利用者の負担も大きくなるとともに、財政的負担も大きくなる。 当該クラブの運営が充実し、かつ継続させて行くためには、クラブメンバーが田園交響ホールでの活動に生きがいを感じるようにしなければならず、常に舞台技術の習得とレベルアップができる環境づくりが必要である。そのためには、田園交響ホール職員の技術レベルを一定程度高めておくことが必要になることから、職場内での技術の継承や外部研修体制の充実を行っていく。また、併せて継続的な技術スタッフの雇用が必要になるため、田園交響ホールの運営方法の在り方なども研究しながら、どのように技術スタッフの継続的な確保を行うか人事部局とも調整を進めていく。
改善措置公表日	令和 年 月 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。